

第2回（仮称）練馬区自治基本条例を考える区民懇談会 議事録

【日時】平成17年6月22日（水）18:30～20:50

【場所】アトリウム地下多目的会議室

【出席者（※敬称略、50音順）】

秋山隆幸	高山喜一郎
大阿久紳介	田中一男
大島いずみ	辻山幸宣
岡上直子	西村貴
片山清史	沼田良
河本道雄	野口暢子
木戸陽成	長谷川和寛
熊澤茂	樋口和之
黒田まゆみ	古谷茂雄
小原隆治	三浦亜紀
鈴木恭一郎	村上祐允
関根和弘	矢崎久雄
高桑力也	山浦成子
高橋司郎	若井治子



議事次第

1. 開会
2. 前回欠席委員への委嘱
3. 小原委員によるレクチャー
4. ワークショップ
5. その他
6. 閉会

1. 開会

会長	第二回（仮称）練馬区自治基本条例を考える区民懇談会を開催する。 まずは事務局から。
事務局	まず、資料の確認をする。本日の次第、小原委員のレクチャーのレジюме、公募委員の作文を名前を消して用意した。中には、出すにあたって書き直された方もいる。後ろについているのが前回の議事録の案。これは後ほど確認して頂き、もし訂正すべき点があれば事務局までFAXなり、メールで来週27日（月）までに連絡を頂きたい。その後修正して確定版として送る。議事録については区のホームページに掲載していきたいと考えている。 加えてお詫びを。先日庁内研究会の資料をお送りしたが、その中で一部誤りがあった。7ページの最高規範性、憲法の最高法規の引用が97条第2項となっているが、正しくは98条第1項である。

2. 前回欠席委員への委嘱

企画部長より、前回欠席委員への委嘱を行なった。

3. 小原委員によるレクチャー

会長

それでは本日の議事に入りたい。最初は小原委員から自治基本条例とは何ぞや、ということについてレクチャーをして頂く。それでは小原委員にお願いする。

小原委員

こんばんは。成蹊大学の小原と申します。私からレクチャーというとおおげさだが、自治基本条例というものはこういうものではないか、どのように考えるか、というような話をさせて頂きたい。



レジュメは自治基本条例の考え方ということで2枚刷りになっている。時間は20分程度なので、7時頃を目処に話しをしていきたい。とは言うものの、レジュメは比較的詳しいものになっており、全部を説明しようと思うととても20分で話せるものではない。よって所々項目を飛ばしながら、話をしていきたい。何かわからないところがあったら、後ほど質疑を頂きお答えする。それから、参考文献名を多く載せておいた。参考文献では辻山先生がお書きになったものもあるし、私自身の考え方という、「地方分権と都市政治」という論文がある(岩波書店から6月下旬刊行予定)。図書館などで読んで頂ければと思う。

私は豊島区の自治基本条例を策定することに関わっていたが、これに関係する二つの文献も挙げた。ひとつは豊島区編集発行の「豊島区自治基本条例研究会報告書」で、座長を辻山先生、私はその補佐をした研究会のアウトプットであり、一昨年かから一年間かけてまとめたものである。下の「豊島区自治基本条例区民会議」は、私が初めは座長、途中から助言者という立場で入ったもので、区民主体で条例案を作ろうということでまとめたものである。今後、これをもとにして豊島区側が条例案を作り今年の12月定例議会に出す予定である。豊島区のホームページにアクセスし、自治基本条例を探すとすぐ見付き、そこから簡単にダウンロードできるので、もし時間と興味のある方がいればご覧頂きたい。

前置きはこれくらいとして、自治基本条例の考え方について話していきたい。1番、2番、3番、4番とスキップをしながら話をしていく。

最初に1番、2番でなぜ自治基本条例というものが必要になるのだろうか、というようなことに関連する話をしたい。1番目として「小さな政府、大きな自治体」と書いている。日本はいわゆる先進国、OECD(経済協力開発機構)に加盟しているような国々と比べると、全体としてはそれほど大きな政府ではない。意外に思われたりするだろう。行政改革は進んでいないのに、と思われるかもしれないが、比べてみると必ずしも大きいとは言えない。例えば、総人口に占める公務員の割合、あるいはGDP(国内総生産)に占める公的な支出の割合、等の観点から言えることである。ざくっと丸めた数字をここに書いてあるが、全体としては政府は小さい。

そこで政府部門の中で、国と地方を比べてみる。霞ヶ関のお役所と比較した場合、自治体のお役所は結構大きい。結構大きいというよりも、これほど国が小さくて、自治体が大きな仕事をしている国は連邦制の国を含めて比べてみてもなかなかない。日本は突出して自治体が仕事をやっている、というのは学者・研究者の間では定説である。むしろ定説というよりは事実といって良い。

小さな政府、大きな自治体との対比でいうと、何もかも自治体丸抱えで仕事をする体制で、それによって市民自治が縮んでしまっていないだろうか、小さな市民自治になっていないだろうか、ということがいえる。

では、その小さな市民自治を大きな市民自治に、改めていく必要があるといった場合に、大きく分けて二つの要素がある。その一つは財政ストレス要因である。高度経済成長はとっくの昔に終わり、安定成長も終わり、平成不況が続いているという状況なので、右肩上がりで税収が伸びないどころか、これからはどんどん縮んでいく時代のなか、人口は2005年－2006年で1億2700万人ぐらになり、その後は減少していくことになる。今年か来年かが人口のピークになる。そこでお金が足りないという事態になる。その部分をどうするか。これは今までお役所がやっていたような仕事を広くいえば市民が、具体的には企業であったり一人ひとりの住民であったり、あるいはNPO等が担っていかざるを得ない。人口が縮むということは財政も縮むと同時に需要も縮むので、大丈夫ではないか、というような考え方もできなくはない。しかし、人口構造はこれからも変化し続けるので、少子化の部分では保育所に要する経費は縮むかもしれないが、それをはるかに凌駕するような形で高齢者にお金がかかっていく。そうするとやはり財政ストレス要因はあるかもしれない。そこで市民が果たしてどこまで担えるかというのが重要になってくる。

もう一つは、今までどおり丸抱えでやっていたのでは財政上もたないという要因ではなく、何もかも自治体任せにするのは果たして民主主義のあり方、自治の原点に照らして良いことだろうか、というような考え方である。よく例にあげられることだが、道端に動物の屍骸が落ちていた時に、すぐ区役所に電話して片付けてもらうというのではなく、地域のボランティアで片付ける、あるいは道端の草がぼうぼうに生えているときも区役所に刈ってくれ、というのではなく、地域の人が刈ってしまえば、目に見えない喜びというか、民主主義というよりもみんなで作業するという喜びもあるし、みんなでものごとを決めて実行する喜びもあるし、財政上の利点もある、一石二鳥の効果もあるのではなからうかということがある。従来のお任せ民主主義を改め、もう一度自治の原点に戻ろうではないか。こうして大きな市民自治を膨らまし、なおかつ財政上も良い。このような点から考えると改めて自治体と私たち住民との関係が変わってくる。大きな自治体・小さな市民自治が小さな自治体・大きな市民自治になろうとするとき、一度仕切りなおしをする。その仕切りなおしの関係のあり方を自治基本条例で決めていく。

二番目は分権改革の成果というところである。1999年（平成11年）に、地方分権一括法といわれている法律が成立し、地方自治法をはじめとして500近い法律が改正された。これにより、機関委任事務体制が終わりを告げた。機関委任事務体制というのは役人語であって、市民語ではない。簡単に言うと、いろいろな行政をジ

ジャンル別に仕切る国の法律があつて、例えば地域保健法やら都市計画法やらに根拠を置きながら国の仕事を自治体にやってもらうというものである。そのとき、自治体はあくまで国の出先機関としてやりなさいというものだった。もう少し正確に言うと、自治体そのものというより、自治体の長や教育委員会や公安委員会等の機関に国の仕事を委任し、その場合に委任された機関は国の出先機関としてやらなければならない。よって、そこには地方自治体が議論する余地はない。議会が関わって条例をつくるという話ではない。言ってみれば自治体は霞ヶ関や永田町に対しての下部組織、という仕組みであつた。そこで実際自治体がどうやったら良いのだろうか、といったわからないことは、例えば「高齢対策はこういうふうに対処しなさい」などと厚生省がいろいろな通達を出してくれた。それでもわからないことがある場合は、自治体が霞ヶ関に「こういうふうには法令解釈をしたのですが、これでいかがですか」などと言うようにお尋ねすることになる。すると霞ヶ関は「お見込みのとおり」とか、間違っている場合は「そうではない」等の反応をする。それが行政実例という形で自治体の役人の必携書になった。六法ではなく、霞ヶ関の解釈書として使われた。

そのような機関委任体制というのが 1999 年の分権改革で、少なくとも制度としてはなくなった。そこでこれから自治体は今まで霞ヶ関がやってくれた法令解釈を自力でやっていかななくてはならなくなった。また、その自身の法令解釈に立ち、自力で条例を制定する。当然、機関委任事務がなくなり、自治事務といわれる自治体そのものの仕事であるものを条例制定する必要があるのだが、法令解釈の範囲が広がったフィールドで条例を制定していかななくてはならない。すると、従来のように、国の法令があり、それに即した通達があり、また行政実例があつたところを前提とせず、自分たちで解釈し、条例を整備していくということで基盤となる憲法、自治体レベルの憲法というのが必要となる。言ってみれば自治体運営の最も基礎になるものを自治基本条例という形で定めてはどうかということになる。この自治体ではこういう理念を持ち、こういうまちづくりをしたいと思い、こういう子育てをしたいと思っているので、という原則を書く。したがって、それに則してすべての法令を解釈し、条例を作る、というような考え方が広がってきた。そこで、機関委任事務という縛りが解けた後に、自分で自分を規律していく、その基準として自治体が自治基本条例を制定する気運が広がっているのではないかと考えられる。

三位一体については省いて、次に自治基本条例をどう考えるかということで、自治基本条例の課題というところを見てもらいたい。今までの話を踏まえて、下からのインパクトと上からのインパクトということで整理している。下からのインパクトというのは、財政上という観点もあるが、それではなく、自治の原理を膨らませるという観点から、自治基本条例が必要になってくるといふ側面である。つまり、「住民と自治体」、「区民と練馬区」との関係で、生じている変化に応じて自治基本条例が作られるという面である。もう一つは上からのインパクトだが、国と自治体、霞ヶ関と練馬区との間で生じている変化に応じて自治基本条例が必要になる、ということである。

そこで、自治基本条例は自治体の骨格を定め、法令解釈や条例制定の基準を定め

る自治体の基本的な法規ということで、自治体の憲法という表現がしばしば使われている。憲法というのはもともと西洋で発達した制度で、国民が絶対君主の暴政・圧政に対して抵抗し、あなた方（君主）はそういう暴政・圧政をしてはならない、私たち自身、国民自身が選んで新しい政府をつくる、あるいは絶対君主はそのままでもいいかもしれないけど、絶対君主と国民との関係を新たに規律しなおし、仮に絶対君主であろうが暴君であろうが、この点に関しては絶対に私たちに権力を振るってはいけませんよ、ということを決めた権利のカタログとして決められたのが憲法というものである。中でもその核として憲法には自由権と社会権があるが、そのどちらかという自由権、中でも精神的な自由、内面の自由、憲法で使われている言葉でいうと、思想信条の自由、信教の自由、あるいは結社の自由等、内面の自由に相当する人権については決して侵してはならない、ということ政府と市民が契約を結んだものである。それに関して政府が守るべき義務をもっている。もし政府が守らなければ、選挙をし、政府を変え、新しく契約を守ってくれる政府をつくる。このような意味で、憲法はもともと一つの契約書ではあるが、圧倒的に主権者である国民が優位であり、政府はそれをひたすら守らなければならない。契約には相互契約と片務契約があるが、政府だけが守る片務契約的な契約書ということができる。

ところが、新しく自治体の憲法を自治基本条例という形で作り、その理念として、参加と協働という概念を盛り込んだとする。すると自治体だけが守るのではなく、私たちが草刈りをしましょう、動物の屍骸も片付けましょう、子どもたちを守る防犯対策もしましょう、となると、自治体だけが守りなさいという話ではなく、私たちが同じく守らなくてはならない、というような契約書になってくる。それは憲法の意味転換ということになる。従来でいう立憲主義を自治体レベルで転換し、具体的に、区役所・区議会議員だけでなく、区民も守らなくてはならないというような契約書になるかもしれない。そこは微妙なところと言える。今、憲法改正論議が国政レベルで大きな課題になっているが、その中でも実は同じ議論がなされている。従来立憲主義の考え方に対して、「国民の権利だけではだめだ、国民の義務もある」という意見も出てきていて、私たちはどうしたものかと考えている。

協働について、パブリックとプライベートがパートナーシップを持って一緒にやっていく P P P S (Public Private Partnerships) という略語がある。おそらく発信地はイギリスだと思うが、そういった考え方に立っていくと、自治体レベルで憲法の意味転換があるかもしれない。これは大きな課題ということになるかと思う。

次に、後5分ほどなので、法体系については省略し、条例制定をめぐる主な論点について話すことにする。

最初に書いてあることは、最初で最大の論点で「主語をどう書くか」というもの。日本国憲法では「日本国民は」、あるいは「我ら国民は」と書かれているが、それは100%自明とは言わないが、だいたい自明の概念と言える。主権国家と言われているものは、出入国管理、あるいは国籍取得に関して高い壁を持つ。言い換えると、国を囲い込むことをやっているということ。それを良くも悪くもやっているから、

「我ら国民は」というのは、比較的わかりやすい。ここで国家と比較としているのは自治体で、自治体はわかりにくい。なぜなら、自治体は国籍の壁が高いとか出入国管理をやっているとかいうことはない。よって、この間まで長野県の山の村の村民であった人が、ひょっこり練馬に出てくることもあるし、その逆もある。そのように、住民票をもって移動する人たちだけではなくて、昼夜間で人口が変わることもある。練馬区にある学校に通って来るよその人もいれば、企業に通って来るよその人もいるし、その逆もある。つまり、ただ単純に住民票を持っている人だけ、国籍でいうと日本国籍を持っている人だけ、というような構成だけを考えて良いのか。むしろ、都市の活力というものは、日本国籍のある人もない人も、住民票のある人もない人も一緒になって作っていくべきだとすると、「住民ミックス」を主語に立てて書くべきということになる。

しかし、それは非常に難しい。住民ミックスを主語に置き、では具体的にこういう組織を作りましょう、制度を作りましょう、住民投票を行いましょ、となった場合、現在ある国の法令等とのバッティングが相当出てくるのが想定される。そのため、ただ美しい理念だけをちりばめた条例だったらそれですむが、主語はこう、実際こういう制度、こういう組織を作ります、となると条例の中身は非常に難しくなるかもしれない。

続いて主な内容カタログというところに行く。「参加－監視系列」と「参加－協働系列」と書いた。従来のように私たちが信託をして自治体を作りました。その自治体に対して、確かに参加するけれども、しかし自治体として法（のり）を越えてはいけない。とりわけ私たちの内面の自由を侵すような、もしくは、私たちにこういうことはしてくれ、ああいうことはしてほしくない、というような内容を自治基本条例には書き込むべきではない。こうした従来型の立憲主義的な考え方に立つと、参加もするし、一緒に仕事をしますという形ではなくなってくる。あなた方自治体が仕事をしている、それをきちんと監視していくのが私たちの主な役割であるということになる。そうすると、情報公開、行政評価、オンブズパーソンとか、そういうものが、自治基本条例に定めるべき主な内容カタログになってくる。

ところが、「いや、そうではない、従来の立憲主義を改めて、一緒にやりましょ」ということになると、パブリックコメントであるとか、あるいは日常的に民主主義が機能するように、e-デモクラシーということになるだろう。webサイトを通じて条例でも要綱でもまちづくりでもみんな議論していこうというe-デモクラシーの流れにもなる。あるいは、もう少し地域の組織のあり方、地域コミュニティのあり方をきちんとしないことには、日常的に参加し、働くということにならないので、地域コミュニティをどういうふうにしていこうか、ということになる。自治基本条例を、もし参加協働型、従来の立憲主義を変えるような形でやっていくとすると、なかでも、地域コミュニティが重要な課題になると私は思っている。

そこで、「焦点としての地域コミュニティ」に移る。現在ある地域コミュニティ組織としては町内会・自治会がある。少しきつく「閉鎖、抑圧、下請けの問題」と書いてあるが、これは練馬区がこうであるという話ではなく、一般的にこういうものがあるというのを書いている。全国に町内会・自治会が30万くらいあるが、例

えば××神社に玉串料を奉納した町内会で、私はクリスチャンなので、あるいは別の宗教を信じているので、それはやめてくださいとお願いすると、「じゃ、あなた除名」ということになる場合がある。あるいは、あなたのところは文句ばかり言っているからごみはもう集めないとか。そういうことをやっているのが実際である。どこがそう、という話ではなく、一般論としてそういう問題があるということを書いていく。そこで現在ある地域コミュニティとしての町内会・自治会をどのように位置付けていくか。30万種類の町内会・自治会には30万種類のあり方があるわけだが、そうした問題が現にある以上、改めて解決していくということになるのかもしれない。

さらに、その地域コミュニティにかかる形で、住民ミックスを主語とすると、誰でも参加できるという形になるだろうか、ということも問題になってくるだろう。また、地域コミュニティでみんなやっぺいこうとする場合、小学校区くらいが地域のサイズとすると、そもそも自分の子どもを地域の小学校に通わせる、その小学校が駄目だったら小学校を改めていく、というのが地域の民主主義ということになる。小学校選択制は23区の半数くらいでやっているが、小学校を選択していいとなると、もう地域コミュニティは関係なく、ダメだったら違う学区にやればいいという話になるので、小学校選択制を限定的に運用していいということになるのかもしれない。

最後に都区制度についてである。練馬区だけに限らず23区というのは非常に特殊な自治体であり、よその自治体と大きく違っているところがある。その最大の問題というのは都区財政調整制度というものであり、普通の市がとっている税金をとらず、都がとっているというものである。具体的に言うと、住民税法人分・固定資産税・特別土地保有税がそれにあたる。税金とは自治体の根幹となるもの。税金を自分たちで払っているのだから自分たちで監視しましょうとか、自分たちの意思で決定しましょう、だから自治基本条例が必要だ、という話になってくるのだが、そもそもその大前提が練馬区にはない。住民税法人分・固定資産税・特別土地保有税を都税として吸い上げておいて、23区に分配する、という形をとっている。国が全国に地方交付税を配分し財政調整をしているように、都が特別区に関しては交付し、財政のバランスをとっている。地方交付税は直接区にわたるということは無い。これが意味することは、相変わらず練馬区や他区は東京都の内部団体という性格が非常に強いということである。この財政調整のしくみをすぐに変えようといっても、国の法律によって決められているので変えられない。しかし、それを考えることまでならんで自治基本条例を考えないと、それは底ぬけの話になってしまう。やはりこれは大きな問題であり、欠かせない問題と言える。

以上である。

会長
委員

何か質問は。

地方税は都にあって、23区に配分するということだが、それは何か基準が明確にあるのか。

小原委員

なぜそういうやり方をするのかというと、2つの側面がある。一つは東京都と23区で分け合うというもの。なぜなら、普通なら市町村税で法人住民税などが入ってくるも

の、特別区は相変わらず半人前の自治体で、普通の市町村が行なっているような仕事を東京都にやってもらっている、まず東京都が頂く。その残りを23区に分配する。ついこの間まであった例で言うと、ごみ行政がそれにあたる。以前は東京都がやっていたが、現在、ごみは制度上は23区の仕事ということになった。しかし、大きめのまちづくりの仕事、例えば道路などは普通であれば市町村道と思われるようなところまでが都道になっている。そのようなところで都が直接行なっている、財政調整率も今は52%になったが、48%はまだ東京都の仕事という形になっている。もう一つの側面として、23区は残りの52%でやっていくのだが、もともと23区は東京市ということで一つの自治体を作っていた仲間であり、足立区はこんなことができ、練馬区はしていないというようにはできないので、できるだけ横並びで均していこうということになっている。

委員

48%というのは都で制約されているのか。

小原委員

固定資産税、区民税の法人分、特別土地保有税の3つは都税なので、都税事務所がとっている。その中で52%はできるだけ均すようにしている。東京都が貧しいというのは世間一般ではおよそ通用しない話で、これほど豊かな自治体は他にはない。区役所の方はそうではないと言うかもしれないが、他自治体と比較して言えば圧倒的にお金がある。練馬区を一步越えた武蔵野市と比較しても、あれほど豊かな自治体と言われているところが保育所をいくつ持っているのか。練馬区に入ればいくらでも、とは言わないが、選択するつもりが無いのであればそれなりに入れる。

委員

原付自転車等のナンバープレートに関して、23区内でも区でやっているが、どうなっているのか。

小原委員

原付に関しては、軽自動車税なので区税です。あれはいくらか。

事務局

排気量によるが、1,000円から4,000円。

小原委員

1,000円程度ということなので、しばしば払わない人がいるが、それをとろうと思うと1,000円以上かかってしまうということが一般的には起きている。

委員

配布資料の中に、住民投票にかかる費用はだいたい2億円ということが書いてあったが、この内訳は。

事務局

平成16年度に庁内研究会で検討したものだが、実際に国政選挙・地方選挙で一回の選挙でかかっている費用から出した金額。

小原委員

だいたい人件費ということで間違いない。人件費ということで、住民投票単独でやってしまうと2億円で高いということで、国政選挙や地方選挙とあわせてやってしまう、ということがしばしばある。そうすると公職選挙法が縛りをきかせる。私は日本の公職選挙法は公職選挙「規制」法だと思っているが、あれも駄目、これも駄目、というものになっている。これは以前の不正問題が発端にはなっているのだが、自由な意見の表明を阻害している。例えば、イギリスでは戸別訪問で政党の政策を話していくことは当然のこととして行われているが、日本ではできなくなっている。

委員

自治基本条例は、23区それぞれにということだが、東京都そのものは23区を取りまとめている自治体として自治基本条例に相当するものをつくらなくてもかまわないものなのか。

小原委員

都道府県レベルでそれらしきものを作っているのは北海道だけ。北海道は行政基本条

例という形でやっている。23区への東京都の影響力が強いと言っても、自治基本条例を作って「けしからん」とはいわれないうらうと思う。自治基本条例であれば東京都と23区との関係を述べなければ自治基本条例とは言えないのではないかと、思っているが、近くの杉並区の条例ではそのことについては触れられていない。

有難うございました。

4. ワークショップ

会長

今日の話を含めて、最初になにを行なうべきかを考えてみた。みなさんが書いた作文に目を通して見たが、いろいろなキーワードが込められている。そのような思いを一度ポストイットに書いて発表し合うことによって、みなさんが考えていることが浮かんでくるのではないかと思う。

このようなことをやってみたら、という点で、一つは練馬区の自治はこうあるべきだ、こんな練馬区にしたい、というようなプラスの思い、もう一つは逆に練馬区のここが問題という点。道路が狭い、というものでなく、少し絞り込んだものとして練馬区政のここが問題ということ、この二点について皆さんで出し合って意見交換をする会を持ちたい。

これは全員でやるのは多すぎるので、くじびきで3グループに分けてやりたいと思う。事務局が既に机を用意してあるので何かやる気だというのはすぐわかってしまったと思うが、進行する上で30人はかなり大変なのでこれでやりたい。

それではくじを引いて頂いて、入り口に近い机から、1、2、3班としてやりたい。よろしいだろうか。(一同、拍手)

会長

そこに学識経験者の委員もつくので何でも聞いてもらいたい。

一同移動、ワークショップに入る。(略)



会長

それでは1班から、5分から7分程度で話し合われた内容を発表して欲しい。

長谷川委員

1班は司会を秋山委員が、報告は長谷川委員が担当した。

いろいろな意見が出てカテゴリー分けをした。

企業との協働、民間との協働

ここでは「大型店舗との協働」、「民間の活力を活用した区政」といった意見が出た。

現在の行政のあり方、経費、財源等

ここでは「電柱が各所で出っ張っている」、「今の練馬区の区政の方向は非常に良いのではないかと」、「子どものことに対して今の行政は縦割りの弊害がでている」、「情報公開



について問題があるのではないか」、「民間への業務委託が進められているが、単なる経済的な問題・財政的な問題として片付けていいのか」、「民営化の問題などがあるが、それらは自治の前に語るべきことではないか」、といった意見が出た。

住民のあり方

抽象的なカテゴリーだが、ここで出たものは「タバコやごみをポイ捨てする人たちがいる、そのあたりで意識を高めるような条例が欲しい」、「各町会単位の意見をまとめて欲しい」、「タバコの吸殻、処理場所の問題」というような意見だった。

国や都の関係

「都と国に意見を求めなくてもよい区政」、「独立した区政にしていきたい」、「都と区の役割を考えてみる必要がある」、等の意見が出た。

住民の参加の仕方、協働の形

「区民が区政に参加しやすくなるような手助けをしていった方がいい」、「町会・自治会にも様々な問題がある」、「若い世代が入ってきて欲しい」、「これからの団塊の世代が帰ってくる受け皿が必要ではないか」、「地域コミュニティの問題等を考えていかななくてはならないのではないか」、という意見が出た。

福祉

「高齢化が進む中で地域間のつながりが重要になる」、「世代間のギャップという問題を解決しなくてはならない」、「弱者に優しいまちづくりが必要ではないか」、「地元に着している、特に高齢者と子どもが生活しやすい空間を作るべき」といった意見が出た。

区議会のありかた

「区議会・ここが問題」というのがある。つまり、勉強不足・行政の言いなりではないか、ということ。ちなみに私の意見ではない。

情報公開

「区報を町内で回覧したらどうか」、「今の情報のルートだけでは足りないのではないか」という意見が出た。

文化・環境について

「練馬にはたくさん文化人がいる」、「文化施設もある、それらを最大限に活用すべき」、「自然が多いところなので自然を大事に、環境保全をしていくべき」という意見が出た。

教育

「学校の空き教室等を利用して様々な人が語り合える場があっても良い」、「子供防犯教育」、「教育委員会、子育て支援課、青少年課で横の連携が取れていないのではないか」という意見が出た。

練馬全般に関して

「全体的な防犯の対策」、「子供、お年寄りなどに対して共通した情報がいきわたるような状態にする」、「道徳・マナーに対する教育の問題が原点になるのでは」「施策で23区横並びというのではなく、練馬の独立性、教育などで独自のシステムがあっても良いのではないか」、「練馬が23区から独立した場合、都からの税のバックはあるのか」といった意見が出た。

家庭

「練馬の福祉は良いと思うのでお年寄りが集まってきている傾向があるのではないか」、「高齢の方の面倒をみられる若者が住宅の中で対応できるようなしくみを考えていくべき」という意見が出た。

総論として、行政のあり方・経費財源の問題等、どこでもいえることかもしれないが、非常に多く意見として出た。

続いて2班お願いします。

2班は司会を片山委員、書記・報告を大島委員が担当した。

私たちのグループは良いところはピンク、おかしいのでは、というのはブルーの用紙に書いていった。

条例の内容を考えるには軸がはっきりしていかなくてはいけない、ということで、監視なのか協働なのか、立憲主義なのか、協働性を重視すべきなのかについて考えてみてはという意見が出た。しかし、これは様々な立場や観点から見る事ができるので、周りのものを議論しながら進めていけばよいのではないかと



ということになった。

一方で、なぜ条例が必要なのかという根源的な話、そして条例を作れば良いというのではなく、その後はどうなのかという話がある。協働ということからすると、理念的なものではなく、具体的なところから議論していきましょうということ、つまり、具体的にどんなことが練馬区では行なわれているのかについて話していった。また、「行政と区民との関係のあり方の見直しが必要」、「区に頼るだけの区民ではいけないし、行政も住民と同じ方向を向いて考え・話してほしい」という意見が出た。

コミュニティの参加について、「まだ多くの人の参加がない」、「人間関係が希薄ではないか」、「近所づきあいがだんだん無くなっているのでは」、「この会のように積極的に参画しようとする人たちもいる中で、参加しない人との格差がひろがってきているのではないか」、「組織や活動自体を知らない人も多いのではないか」、「実際に町内会がどこにあるのか、何をしているのかも知らないという人もいる」、一方「かつての村社会ではないが、コミュニティの良さを持っている部分も練馬にはある」という意見が出た。

まちづくりについて、安全・安心のまちづくり等といわれているが、実際には練馬は空き巣が23区内で一番多く、ひったくりも7位である。今これに関して学校を防災の拠点にしようというような、問題意識の広がりが出てきているという点は良いところではないかという意見もあった。

最終的に、どんな練馬が良いのかを議論するには区政を知らなければならない。練馬は68万人といっても、男女比、年齢層、昼間人口・夜間人口、練馬の農地はどれくらいあるのか等を知りたい。これを知らないと、68万人にとって、どんな自治基本条例がいいのかの議論ができないと思う。これは区にお願いをして区勢概要などの情報を頂きたい。

また、練馬の将来の向かうべき方向、みんなが何をどういう風に思っているのか整理をする必要がある。

会長
大島委員

会長
樋口委員

こんな大きな都市では自治が難しいのではないか。このような表現の仕方が良いのかわからないが、新住民と旧住民の間で考え方が違う。練馬の民度というか、区民の意識は高いと思う。今後どのように進むかについては行政組織と条例のあり方について考えていくべきだと思う。練馬の暮らしについてや、地域のあり方、その中には高齢社会の問題・子どもについて・道路の問題など具体的なものが出てくるのではないか。

続いて3班をお願いします。

3班は司会を若井委員、書記を三浦委員、報告を樋口委員が担当した。

基本的に4つに分類した。

分類は、ピンクが「教育」、ブルーが「環境・まちづくり」、黄色が「参加・協働」、緑が「その他」でそれぞれの項目ごとに意見を出してもらったことにした。



教育

保育園の予算等にかからむもの、「待機児童をどうするか」、「子どもやドメスティックバイオレンスの問題について、今その支援はボランティアによって行なわれている状況だが、それを地域で何かできないか」「障害児を普通の学校に入れてはどうか」等の問題提起があった。

環境・まちづくり

「夢のある宅地・畑・牧場」「防災訓練」「町会・自治会に気軽に参加できるように」、「ひとり暮らしの方にとって隣近所がわからない、自分が仕事や学校に行き、それが休日にも続くので参加しようにも参加できない、接触しようにもできない問題をどうにかできないか」というものが出た。

参加と協働

これは今までの教育・環境とリンクすることになる。防災訓練を行うことで被害を未然に防ぐことができないか。先ほどの2班でも話が出ていたが、練馬は区内に大学・学校がたくさんある。石神井・光が丘などの大商業地域もたくさんある。万が一地震が起きた場合、68万という数字ではない。その中で光が丘は広域防災地域指定がされているが、帰宅難民という問題がある。食べ物・排泄物の問題がある。例えば山古志では車の中にいて水も食べ物もとらないで死んでしまったことがある。これはみんなが地域の中でどうするかということになる。防犯という面でも、隣近所がわかっているならば、誰が不審者か、そうでないかわかる。不審者が入って来られない地域は必然的に犯罪が少ない。例えば、一戸建てや分譲マンションは地域のつながりが作られているが、賃貸のマンション・社宅・寮に住んでいる方は今はそこにいるかもしれないが、いずれどこかへいってしまう。そのような意識があると、町会・自治会への参加がためられる。ということで、これはいずれの問題にもリンクするというのをこの班で結論付けた。

問題提起として、お祭りを行って参加を促す、フリーマーケットを行えばサイクル・有効活用にもなるし、接触の機会を持つことにもなるのでこういったものがあればどうか。

自治基本条例制定の理由、条例の内容をこの中から考えていったらどうかということ

	で話を進めた。
会長	ワークショップを初めてやった人もいると思うが、見事なものだ。よくできたと思う。それぞれ個性的な進め方で、結論にも個性が見られたと思う。細かいことは議論しないが、なにか少し聞きたいこと、また補足等があれば少し時間をとるがどうか。
	意見の全容は次回には書類になってできてくる。それをもとに議論したい。今回私はいろいろ見て周ったが、どこもすごいなと思った。次回もこのようなワークショップの形で、メンバーを入れ替え、ここに出たことを踏まえ、基本条例にどのようなことを入れていったらいいか、というのを行ないたいと思うがどうか。
一同	(拍手)
会長	今日 30 人全員でやっても、このような話のまとまりはできないだろうということがわかった。三つに分けることで全員が参加し発言することもできた。
	次回そのような段取りで準備を進めてもらうことをお願いしたいがどうか。
	今日はこの後どうするのか。
事務局	次回以降の日程について、説明させて頂きたい。
会長	その前に委員から何か言いたいことがあれば言って欲しい。
	(なし)

5. その他

会長	次回の連絡を。
事務局	次回以降の日程について説明したい。
	前回、次回は 8 月の 3 日か 4 日はどうかということをお願いしたところ、その前に 1 回開催できないかという意見を頂いて調整したが、残念ながら日程が合う日がなかった。よって次回は 8 月 4 日をお願いしたい。その次は 8 月 26 日、その次が 9 月 26 日という日程でお願いしたい。
	次回まで会長のほうで示して頂いたような準備をしたい。
	今日のワークショップでまとめた内容はこちらで整理して、事前に配布するようにしたい。
会長	今日のワークショップで 2 班から練馬区の概要について説明を受けたい、ということがあった。次回の最初に事務局から練馬区はどのような姿をしているのかに関するレクチャーをして頂けないか。それが終わった後にワークショップに入りたいと思うが。
事務局	今回のまとめ、会議録、練馬区の姿がわかるような資料の準備は可能だ。
委員	もしわかれば既存の条例を知りたい。
事務局	例規集は規則などを含んでおり、分厚い。
委員	目次だけでいい。
事務局	すべての条例はホームページ上でも公開している。また例規集は図書館においてある。目次だけなら用意できる。
委員	区勢概要を知りたいが。
事務局	区勢概要は今改訂版を作っており、現在のものは数が少なくなっている。次回に何冊か用意はするが、非常に内容が多岐にわたっているので読んでもイメージがつかない場合がある。配布するものとしては、それをわかりやすくまとめたものを用意したい。

6. 閉会

会長 | 第2回はこれで終わる。

次回予定

【日時】平成17年8月4日（木）18:30～21:00

【場所】アトリウム地下多目的会議室

【内容】

1. 区政の概要説明（事務局）
2. ワークショップの開催

【事務局対応事項】

- ・例規集の目次のコピーの用意
- ・区政の概要がわかる資料の用意
- ・ワークショップの開催にあたり必要なホワイトボード等を準備